

## e-Kobe 申請に関するご質問

Q1:e-kobe から申請するために必要なものはありますか。

A1:・e-kobe から申請をするためには、メールアドレスが必要です。

メールアドレスをお持ちでない場合は、お住まいの区役所・支所へご連絡ください。

・市民税非課税世帯の方は市県民税非課税証明書(世帯全員分)の添付が必要です。

・生活保護世帯の方は、生活保護適用証明書(1か月以内に発行されたもの)の添付が必要です。

Q2:e-kobe から申請後の流れはどうなりますか。

A2:①初回申請の方には、申請を受付後、区役所・支所保健福祉課から聞き取りのお電話をさせていただきます。

②申請が承認されましたら、e-kobe を通じて、利用承認通知書・サービス内容通知書をデータで送付します。

※2回目以降の利用の方には、事業所の受け入れ調整後、e-kobe を通じて、サービス内容通知書をデータで送付します。(確認事項がある場合はお電話をさせていただきます)

Q3:初回申請時の聞き取りの電話はいつ頃かかってくるか。

A3:・概ね申請を受け付けた翌日以降にお電話します。

・基本的には、平日 8:45~17:30 の間に区役所・支所からご連絡します。

Q4:初回申請時の電話での聞き取りは必須ですか。

A4:・産後の状況を聞き取りの上、対象要件の確認や利用施設との調整を行うため必須です。

・こちらからのお電話に出ることが難しい場合は、お住まいの区役所・支所へ平日 8:45~17:30 の間のご都合のよろしい時間に折り返しのご連絡をお願いします。

Q5:申請から利用できるまで何日かかりますか。

A5:・対象要件の確認や施設との調整が必要なため、3営業日程度かかります。施設との調整で前後する可能性がありますので、ご了承ください。

・ご事情によりお急ぎで利用を希望する場合は、お住まいの区役所・支所へお電話でご連絡ください。(医療行為が必要な方は産後ケア事業のご利用ではなく、医療機関の受診をお願いします)

・希望される施設によっては、ご希望の日程や直近の日程での受け入れが難しい場合があります。その場合は他の施設も合わせて調整させていただきます。

Q6:利用承認通知書・サービス内容通知書が届いた後の流れはどうなりますか。

A6:利用決定した施設から説明のための連絡が入りますので、施設ごとの利用方法をご確認ください。

Q7:出産前の申請はできますか。

A7:・産後の状況に応じて利用いただく事業ですので、産前の申請はお受けしておりません。

・産前の相談をご希望の場合は、お住まいの区役所・支所へご相談ください。

・事前に施設見学をご希望の場合は、直接施設へお問い合わせください。

Q8:神戸市訪問型産後ケア事業の申し込みもできますか。

A8:・神戸市訪問型産後ケア事業は、神戸市訪問型産後ケア事業のホームページより申請可能です。

【神戸市訪問型産後ケアホームページ】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/hvsangocare.html>